平成２８年１１月２４日

新たな社会的養育の在り方に関する検討会
座長 奥山 眞紀子様

児童虐待対応における司法関与及び
特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会
座長 吉田 恒雄様

子どもの家庭養育推進官民協議会
会長　鈴木　英敬

子どもの
家庭養育推進
官民協議会

児童福祉法改正を受けての緊急提言

子どもの家庭養育推進官民協議会の取組に対し、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、平成２８年４月４日（養子の日）に虐待や親の養育困難などにより実の親と暮らすことができない子どもたちを支援するための、全国で初めての官民連携の組織として発足し、里親委託、特別養子縁組の取組を推進しています。

このたび、子どもの権利条約を基本に置いた大変意義のある改正児童福祉法が成立しました。代替的養育について家庭養育を進めていくという姿勢を高く評価するとともに、関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表します。

現在、国において法改正の趣旨を踏まえた制度改正の実現に向け、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」をはじめとする検討会、WG で議論が進められていますが、子どもの最善の利益の実現のために、下記のとおり要望しますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

■永続性の保障について

●社会的養護の入所期間をできるだけ短縮し、実親家庭や親族、養子縁組など永続的・恒久的な家庭がより早期に保障されるように法律、制度を整備すること。

●特別養子縁組の養子となる者の年齢について 6 歳未満とする民法を改正し、18 歳未満にすること。

●養子縁組が最善の利益であると判断されるすべての子どもについて、特別養子縁組の審判の申立がされるよう、2016 年 3 月 10 日付、社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会報告」のとおり、児童相談所長に対し、特別養子縁組適格児認定に向けた家庭裁判所への申立権を付与する改正を行うこと。

■子どもの意見表明権の保障について

●一時保護・社会的養護下に入ったことのあるすべての子どもの「アドボケート制度」の導入を含め、子どもが意見を表明することを担保する制度を作ること。

また、措置先の決定や自立支援計画の策定など、子どもの代替的養育に関わる重要な意思決定について、子どもの能力の成長度合いに応じて子どもと十分話し合いながら、検討・決定をする制度を導入すること。

さらに、社会的養護施策を検討する際には、当事者の意見を十分反映させること。

■記録の取り扱いについて

●特別養子縁組制度の利用促進を行うにあたって、子どもの出自を知る権利を保障するために、子どもの関係記録について、永久または必要十分な保存期間とするなどの制度、運用を整備すること。

参考

団体名　子どもの家庭養育推進官民協議会

役員　　会長　鈴木 英敬　三重県知事
　　副会長　木ノ内 博道　　全国里親会副会長
　　監事　高島 宗一郎　福岡市長
　　監事　土井香苗　ヒューマンライツウォッチ日本代表
アドバイザー　上鹿渡 和宏　長野大学准教授・児童精神科医
　　駒崎 弘樹　認定 NPO 法人 フローレンス代表理事

設立　　2016 年 4 月 4 日

主な取り組み
[共通取組]
⑴官と民のネットワークの形成
⑵里親制度や養子縁組の普及・啓発
⑶研修の実施
⑷里親制度や養子縁組に関する調査・研究
⑸国への政策提言
[個別取組]
上記の共通取組のほか、各参加団体が里親委託や養子縁組の推進に向けて、国に対して政策提言を行います。

事務局 日本財団（〒107-8404　東京都港区赤坂 1-2-2）

加盟団体
自治体（２０団体）
　宮城県、福島県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、千葉市、静岡市、浜松市、福岡市、柏市、横須賀市、奈良市、大津市、日南市
民間団体（１３団体）
（特非）キーアセット、里親支援センター「なでしこ」、（特非）静岡市里親家庭支援センター、（公財）全国里親会、（一社）全国養子縁組団体協議会、（公財）日本財団、（一社）日本ファミリーホーム協議会、（公財）日本ユニセフ協会、（公財）　ヒューマンライツウォッチ、（特非）CAPNA、CVV　(Children’s Views and Voices)、（一社）G1、認定 NPO 法人 Living in Peace

（2016 年 4 月 4 日現在）